

大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号。以下「法」といいます。）第六条第二項の規定により大規模小売店舗の変更の届出がありましたので、次のとおり公告し、その届出及び添付書類を縦覧に供します。

なお、法第八条第二項の規定により意見を述べようとする者は、意見の内容を記載した書面に、氏名及び住所（団体にあっては、団体名、代表者の氏名及び所在地）並びに意見を述べる理由を記載した書面を添えて、平成三十年五月十一日から同年九月十一日までに奈良県産業・雇用振興部産業振興総合センターに到着するように提出してください。

平成三十年五月十一日

奈良県知事 荒井正吾

一 大規模小売店舗の名称及び所在地
名称 ウエルシア大和郡山店
所在地 大和郡山市小泉町二八四九

二 変更しようとする事項

1 大規模小売店舗の施設の配置に関する事項
荷さばき施設の位置

（変更前）届出書添付図面3―1記載のとおり
（変更後）届出書添付図面3―2記載のとおり
廃棄物保管施設の位置

2 大規模小売店舗の施設の運営方法に関する事項
大規模小売店舗の開店時刻及び閉店時刻

（変更前）開店時刻 午前九時 閉店時刻 午後九時
（変更後）開店時刻 午前八時 閉店時刻 午前零時
来客が駐車場を利用することができる時間帯

（変更前）午前八時四十五分から午後九時十五分まで
（変更後）午前七時三十分から翌午前零時三十分まで
荷さばき施設において荷さばきを行うことができる時間帯

（変更前）午前八時から午後九時まで
（変更後）午前六時から午後十時まで

三 変更する年月日

大規模小売店舗の施設の配置に関する事項 平成三十年十二月二十一日
大規模小売店舗の施設の運営方法に関する事項 平成三十年五月十一日

四 届出年月日

平成三十年四月二十四日

五 縦覧場所

奈良県産業・雇用振興部産業振興総合センター

六 縦覧期間

平成三十年五月十一日から同年九月十一日まで。ただし、奈良県の休日定める条例（平成元年三月奈良県条例第三十二号）第一条第一項に規定する県の休日を除きま
す。

七 縦覧時間

午前九時から午後五時まで